

議案第126号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員に関する要件に主任介護支援専門員更新研修を修了したことを加える等の必要があるによる。

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「法第115条の46第4項」を「法第115条の46第5項」に改め、同条第3号ウ中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の福岡市介護保険条例第8条の2第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度まで	平成31年 3月31日までに及び同日以降 5年を超えない期間ごとに
平成24年度又は平成25年度	平成32年 3月31日までに及び同日以降 5年を超えない期間ごとに